

デイサービスセンター きらら
重要事項説明書
(指定地域密着型通所介護)
(総合事業通所介護)

サービスの提供開始にあたり、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」第37条にて準用する第3条の7の規定及び「周南市総合事業通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」第16条の規定に基づき、当事業所が説明いたします事項は次のとおりです。

1 事業者

名 称	株式会社ゆうせい
所 在 地	山口県周南市大字徳山 5156-1
法 人 種 別	営利法人（株式会社）
代表者氏名	田村 豊

2 ご利用の事業所

名 称	デイサービスセンターきらら
所 在 地	山口県光周南市櫛ヶ浜字下塩田 463-5
管 理 者	貞國 忠昭
電 話	0834-34-3232
F A X	0834-34-3773
事業所番号	(地域密着 3591500339 (総合事業 3571501661

3 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要介護・要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対する適切なデイサービスの提供を行います。

(2) 運営の方針

- ①要介護者等が自立した日常生活を営むことができるように心身の特性をふまえ、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス提供者と綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

4 秘密保持

- (1) 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。このことは退職後も同様とします。
- (2) サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ます。

5 職員の職種、員数及び勤務形態

職員の職種	員数	兼 務
管理者	1 名	児童発達支援管理責任者
生活相談員	4 名	介護職員、看護職員
介護職員	4 名以上 (常勤換算)	生活相談員、看護職員
看護職員	5 名	機能訓練指導員
機能訓練指導員	5 名	看護職員

6 営業日

営 業 日	3 6 5 日
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 15 分から午後 4 時 25 分

※利用者の実情に応じ、営業日及び営業時間を変更することがあります。

7 通常の事業の実施地域

周南市

8 利用定員

- (1) 月曜日から金曜日 1 日あたり 18 名以内
- (2) 土曜日及び日曜日 1 日あたり 10 名以内

※総合事業通所介護利用者及び共生型放課後等デイサービス利用者を含みます。

9 利用料

基本利用料	厚生労働大臣が定める基準及び周南市が定める基準及び別表により算定された金額の 1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）とします。 * 上記料金のほか、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イとして、各単価の合計金額に 1000 分の 115 を乗じた料金が加算されます。
-------	---

特別なサービスの費用	以下の場合、当事業所にて定められた所定の費用を申し受けます。 ① 食事代：400 円/1 食 ② オムツ代：200 円 ③ 日常生活費のうち、利用者が負担することが 適当と認められる次の費用 ※利用者の選択により実施した活動に限ります。 ア 特別行事費として行事に係わる相当な費用 イ サークル活動の材料費
------------	--

10 苦情などの申立先

(1) 当事業所

相談窓口	管理者 貞國 忠昭
連絡先	T E L : 0834-34-3232 F A X : 0834-34-3773
相談時間	営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(2) 関係機関

関係機関名	連絡先電話番号
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	083-995-1010
周南市高齢者支援課	0834-22-8467

(3) 第三者委員

渡辺 久美子	0820-27-0601
岩本 祐輔	090-4576-0271

第三者評価の実施の有無

無し

11 事故発生時の対応

事故発生時には速やかにご家族にご連絡すると共に、必要かつ適切な処置を行います。

また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い、事故の再発防止の為原因を分析し、必要な改善措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険

1 2 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合など必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取り、医師の指示に従いご家族への連絡を行います。また、送迎途中など外出時の緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか、救急通報をします。

1 3 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

また、利用者の行動を制限する行為を生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の処置を講じます。

- (1) 身体拘束等を行う理由および時間、その際の心身の状態などの様子を記録します。
- (2) 利用者又は家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

当事業所の虐待防止相談窓口

虐待防止担当者	貞國 忠昭
受付時間	8：30～17：30
電話番号	0834-34-3232
F A X	0834-34-3773

（関係機関）

周南市地域福祉課	0834-22-8462
----------	--------------

1 4 非常災害対策の対応

管理者は、風水害、火災等の災害に対処および備えるため、年2回以上避難や通報などその他必要な訓練を行います。

1 5 感染症対策について

事業所は、感染症予防およびまん延防止の為、指針の整備や委員会の開催および職員の研修を実施しています。

1 6 業務継続計画（BCP）について

自然災害や感染症のまん延等が発生した場合においても、利用者に必要なサービスが継続的に提供できるように業務継続計画（BCP）を策定し、職員への周知、訓練を実施しています。

17 事業所名及び重要事項説明者

指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護事業者
(デイサービスセンターきらら)

管理者 貞國 忠昭

本書面の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

重要事項説明者

氏名 _____

私は、本書面の重要事項の説明を受けサービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者（利用者が選定した家族）

住所 _____

氏名 _____ 印